

問題 27	民法	意思表示	正解 5
			関連過去問：26-28

ア正しい。民法95条により、本記述は正しい。

民法95条は、「意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。」と規定している。これは、錯誤について表意者に重過失がある場合には、そのような表意者は保護に値しないからである。

イ正しい。民法96条2項により、本記述は正しい。

民法96条2項は、「相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。」と規定している。

これは、詐欺をしたのが第三者（本件C）である場合において、意思表示の取消しの結果影響を受けるのは相手方（本件B）である中、相手方自身にはなんら落度はないのであるから、原則として意思表示の取消しはできないとしたものである。その上で、意思表示をした者と相手方の利益との調和から、かかる詐欺につき相手方が知っていた場合に限り、意思表示をした者（本件A）からの取消しを主張することを認めるものである。

ウ誤り。最判昭45. 3. 26により、本記述は誤っている。

判例（最判昭45. 3. 26）は、表意者が錯誤による意思表示の瑕疵を認めている場合、表意者自らは当該意思表示の無効を主張する意思がなくても、第三者たる債権者は表意者に対する債権を保全するため表意者の意思表示の錯誤による無効を主張できるとしている。このような場合、自ら無効を主張しない債務者は、無効を主張しないことによって、ことさらに債務の履行を免れ、自己の債務者に不当な利益を与えることになる。そのため、自己の債権者たる第三者に不当な損害を与えるもので、誠実な債務者とはいえないため、第三者による無効主張を認めるべきだからである。

本件では、Aが、唯一の資産である不動産を、錯誤によりBに安価で売却しているところ、Aは意思表示の瑕疵を認めている。そして、かかる売買によりAは無資力となっているものの、A自ら意思表示の無効を主張する意思はない。そのため、判例同様、表意者が錯誤による意思表示の瑕疵を認めている場合であって、第三者たる債権者は表意者に対する債権を保全する場合といえる。

したがって、CはAの意思表示による錯誤無効を主張できる。

エ正しい。民法95条本文により、本記述は正しい。

民法95条本文は、「意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。」と規定している。

第一に、ここでいう「錯誤」に、動機の錯誤が含まれるか問題となる。動機の錯誤とは、意思の形成過程に錯誤があることをいい、意思が不存在とはいえない。

そのため、原則として「錯誤」に含まれない。もともと、動機を相手方に表示し、動機が意思表示の内容となっていれば、相手方の保護にも資することから、「錯誤」に含まれると解される。本件では、BはAの所有する絵画を由緒ある絵画と誤信し、1000万円で購入する売買契約を締結している。ここでいう絵画が由緒あるものであるという誤信は、意思の形成過程に錯誤がある動機の錯誤にすぎない。しかし、Bは当該絵画が由緒ある絵画であるからこそ欲しいという動機をAに対して明らかに表示しているといえ、それが売買契約における意思表示の内容になったといえる。

したがって、本件Bによる動機の錯誤は、「錯誤」にあたる。

第二に「錯誤」は法律行為の「要素」につきあることが求められる。ここでいう「要素」とは、重要部分という意味である。本件では、Bは、Aの所有する絵画が由緒ある絵画と考えたからこそ、1000万円という極めて高額な値段で売買をしたといえる。そうであれば、当該絵画が由緒正しいか否かは、売買における重要部分といえる。したがって、本件Bの「錯誤」は「要素」にあたるといえる。したがって、BはAに錯誤無効を主張することができる。

オ誤 り。本記述は、取消し後にBから当該不動産を買い受けたCは、善意であれば、登記の有無にかかわらず、所有権をAに主張できるとしている点で、誤っている。民法96条3項。「前2項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができない。」

民法96条3項は、取引の安全の観点から、詐欺取消しによる遡及効を制限する規定とされる。そのため、同項の「第三者」とは、詐欺による意思表示を前提として新たに利害関係を築いた者を意味する。それゆえ、ここにいう「第三者」とは、取消し前の第三者に限定される。本件Cは、取消し後にBから当該不動産を買い受けており、取消し後に登場した第三者といえる。したがって、民法96条3項の「第三者」に当たらない。

そして、判例（大判昭17.9.30）は、詐欺による取消し後、売主が登記を復帰させていないうちに登場した第三者と被詐欺者との優劣は、登記によって決するとしている。

よって、本件Cは、移転登記を済ませていれば、善意か否かにかかわらず、保護される。

以上により、誤っている記述はウとオであり、したがって、正解は肢5となる。